

ろうきん後見制度支援預金

(2021 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名と概要	ろうきん後見制度支援預金 ・ 成年後見制度を利用されているお客さま（被後見人）の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづき別管理するための専用口座としてご利用いただけます。 ・ 本商品は、家庭裁判所が発行する「指示書」にもとづいて入出金等取引を行うことで、不正出金等被害を抑え、成年後見制度利用者の財産保護を図ることが可能となります。 ＊ 生活資金等の日常的な支払いに必要な資金を定期的を送金する場合は、本商品とは別に被後見人名義のろうきん預金口座が必要です。
2. ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 ＊ 被補助人、被保佐人、任意後見制度のご本人、未成年被後見人は対象外となります。
3. 期間	定めはありません。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	家庭裁判所が発行した「指示書」にもとづく取り扱いとなります。なお、金額は、家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(2) お預け入れ金額	1 円以上
(3) お預け入れ単位	1 円単位
5. 払い戻し・解約方法	家庭裁判所が発行した「指示書」にもとづく取り扱いとなります。なお、払戻金額は、家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 また、解約については、「ろうきん後見制度支援預金に関する特約」にもとづく解約を行う場合があります。
6. 利息	
(1) 適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。
(2) 利払い方法	毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に利払いいたします。
(3) 計算方法	毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。
8. 手数料	日常的な支払いに必要な資金の定期送金にあたって、「ろうきん定額自

	動送金サービス」を利用する場合、当金庫所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
9. 付加できる特約条項	・ 家庭裁判所による「指示書」の指示内容にもとづく取り扱いのみとなります。 ・ 家庭裁判所発行の「指示書」により、日常的な支払いに必要な資金の定期送金が指定される場合、「ろうきん定額自動送金サービス」を申し込むことが可能です。この場合、送金先は被後見人名義のろうきん預金口座とします。
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	————
11. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時
15. その他参考となる事項	・ 1 人 1 口座とします。 ・ キャッシュカードはご利用いただけません。 ・ A T M でのご利用はできません。ただし、ろうきん A T M では通帳

	記帳・通帳繰越のみ取り扱いができます。 ・ 総合口座での取り扱いはできません。 ・ 通帳不発行口座はご利用いただけません。 ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）は、ご利用いただけません。 ・ 給与・年金等の自動受取り、各種料金等の自動支払いはご利用いただけません。 ・ 「ろうきんダイレクト」「ろうきんアプリ」「かんたん通帳」はご利用いただけません。 ・ 「ろうきんスウィングサービス」はご利用いただけません。 ・ 「ろうきん家計簿集計サービス」はご利用いただけません。
--	---

四国労働金庫

33DG0010(2104)